

徳島県情報公開審査会答申第131号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成24年7月13日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H24.6.22日に提出した署名を提出した書類の経緯が分かる関係書類（監察局）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年7月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「土地改良法第133条に基づく検査請求に係る署名簿の審査結果について」及び「業務報告書」と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成24年8月7日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年9月27日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、あきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書の主張によると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 徳島県公開条例第12条1項に基づき一部を除いて公開するとしたが、その関係する文書書類を確認確定しながら、意図的に抜いた状態で情報開示している。これ

は正に業務怠慢越権行為である。

(2) 意見書の趣旨

申立人が、土地改良法133条に基づき提出した、平成24年6月22日付けの署名に対する請求対象公文書の経緯を明らかにする事であり、あきらかに不作為である。

(3) 県の理由説明書

申立人が、土地改良法133条に基づき提出した、平成24年6月22日付けの署名に対する請求対象公文書を明らかにする事で、県は検査報告書に基づく文書として作成し、其処から導かれた回答である以上、その審査内容が正しいか、法令遵守の立場から公にする必要がある。

(4) 本件処分の理由等について

ア 条例第8条第2号該当性

任意団体で申立人が、提出した書類であり、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害する恐れがある」と思われるが、個人情報で請求しても同じであり、正当な利益が害する恐れがあるとの説明する。県は本来監督官庁として各団体を監督指導し、公益法人の管理運営指導する立場でありながら、その公益法人の組合員資格内容情報を隠す行為は、県民及び改良区組合員として、不正運営する団体を擁護する行為であり到底認められない。

(5) 結論

法令遵守及びコンプライアンスの観点からも、全て非公開にするのは到底認められないと結論付けする。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

本件請求に係る公文書を、平成24年7月20日付け土地改良法第133条に基づく検査請求に係る署名簿の審査結果について（通知）の「立案文書」（以下「本件対象公文書1」という。）及び平成24年7月10日に実施した、土地改良法第133条に基づく請求検査に係る請求同意者の組合員資格の確認業務の「業務報告書」（以下「本件対象公文書2」という。）と特定した。

(1) 本件対象公文書1について

異議申立人から提出された文書が、土地改良法第133条に基づく特定土地改良区に対する検査請求であることから、提出された署名簿から「同一人による重複署名」や「検査を求める趣旨が書かれていない署名簿」を除外して、有効な署名数を算出し、その審査結果を異議申立人に通知するために立案した文書である。

(2) 本件対象公文書2について

異議申立人から提出された文書が、土地改良法第133条に基づく特定土地改良区に対する検査請求であることから、添付されている署名簿を整理し、県への検査請求に必要な要件である「総組合員の10分の1以上の同意」を得ているかどうかを検証するため、特定土地改良区へ出向き、組合員名簿と照合、確認した結果を実施機関の組織内で報告したものである。

2 本件処分で非公開とした部分について

本件対象公文書1に記載されている事項中、「通知（案）のうち、通知者の氏名」、「審査結果のうち、署名者の氏名及び住所」、「嘆願のうち署名代表者氏名及び印影」、「要求事項のうち原告の氏名」並びに「署名簿のうち、代表者の氏名・住所、署名者の氏名・住所・印影、原告の氏名」及び、本件対象公文書2に記載されている事項中、「確認結果のうち、署名者の氏名・住所、家族の氏名・住所」の情報の全部分を、それぞれ開示しないこととしたものである。

3 本件処分の理由等について

本件対象公文書1に記載されている「通知（案）のうち、通知者の氏名」、「審査結果のうち、署名者の氏名及び住所」、「嘆願のうち署名代表者氏名及び印影」、「要求事項のうち原告の氏名」及び「署名簿のうち、代表者の氏名・住所、署名者の氏名・住所・印影、原告の氏名」は、直接的に個人が識別可能な情報もしくは、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であることから、これらは、条例第8条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する上、同条同号のただし書イ又はロに該当しない。

また、本件対象公文書2に記載されている「確認結果のうち、署名者の氏名・住所、家族の氏名・住所」は、直接的に個人が識別可能な情報もしくは、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であることから、これらは、条例第8条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する上、同条同号のただし書イ又はロに該当しない。

以上のことから、これらの情報について非公開とし、その他の情報は同号本文の規定には該当しないとして公開した。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

実施機関の説明によると、異議申立人から提出された文書が、土地改良法第133条に基づく特定土地改良区に対する検査請求であったことから、特定土地改良区へ出向き、署名簿を組合員名簿と照合、確認した上で、検査請求に必要な要件である「総組合員の10分の1以上の同意」を得ているか否かを審査したとのことである。

その審査結果を異議申立人に通知するための立案文書が本件対象公文書1であり、特定土地改良区での確認結果を実施機関の組織内で報告したものが本件対象公文書2とのことである。

本件対象公文書1は、実施機関が作成した「立案文書」、「通知（案）」及び「審査結果」並びに異議申立人から提出された「嘆願」、「署名簿」等の文書で構成され、本件対象公文書2は、実施機関が作成した「業務報告書」で構成されている。

以下、実施機関が非公開とした部分の条例第8条第1号該当性について、検討を行うこととする。

2 条例第8条第1号該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報（「イ」から「ハ」）を除く。」と定めている。

本号は、プライバシーの概念及びその範囲について、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、当該非公開情報から除かれるべき情報として「イ法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「ロ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」及び「ハ公務員の職務遂行に関するもの」を、ただし書の中に列記したものである。

なお、この条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これらの個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。

したがって、公文書公開請求人自身が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、個人が識別されるのであれば、本人以外の者から請求があった場合と同様に、原則非公開の取扱いとなる。

(2) 本号該当性について

ア 当審査会がインカメラ審理により本件対象公文書1及び本件対象公文書2を見分したところ、実施機関が非公開とした情報は、いずれも個人の氏名、住所、印影に関する情報であり、直接に、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることが認められた。

よって、本号本文に該当する。

イ 次に、本号ただし書該当性を検証する。

まず、当該情報を何人にも公にする法令等の規定も慣行も存在しないため、本号ただし書イに該当しない。

そして、当該情報は、専ら個人を識別する情報であることから、人の生命等を保護するため公にすることが必要であるとは認められないため、本号ただし書ロにも該当しない。

最後に、当該情報は、公務員等の職務の遂行に関する情報ではないことから、本号ただし書ハにも該当しない。

ウ 以上のことから、実施機関の判断は妥当であると認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成24年 9月27日	諮問
11月 5日	実施機関からの理由説明書を受理
11月19日	異議申立人からの意見書を受理
12月26日	審議（第106回審査会）

平成25年 1月24日	実施機関からの口頭理由説明，審議 (第107回審査会)
2月18日	審議 (第108回審査会)
3月18日	審議 (第109回審査会)

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)